

指名停止期間変更の概要

- 指名停止措置業者名: 北海土建工業株式会社
法人番号: 1430001053787
住 所: 北海道苫小牧市栄町2丁目1番27号
- 従前の指名停止措置期間: 令和2年12月10日から令和3年3月9日まで(3ヵ月)
- 変更後の指名停止措置期間: 令和2年12月10日から令和3年4月9日まで(4ヵ月)
- 指名停止措置の範囲: 北海道地方測量部管内

5. 従前の事実概要:

北海土建工業株式会社の元専務及び元社員は、北海道胆振総合振興局が発注した厚真町の農業土木工事で、非公開の工事価格漏洩等に関与したとして、令和2年11月4日、北海道警察に元専務が談合容疑で、元社員が公契約関係競売入札妨害の疑いで、それぞれ逮捕された。

6. 変更要因となった事実概要:

その後、北海土建工業株式会社の元社員は、上記の談合事件において入札情報の教示を受けた見返りに道職員の親族宅の工事を安価で施工したとして、令和3年1月13日、贈賄の疑いで再逮捕された。

7. 指名停止期間変更の理由:

役務の有資格登録業者である北海土建工業株式会社の使用人の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)及び「国土交通省における指名停止等の措置要領における事務的運用基準」における加算要因である公契約関係競売等妨害と贈賄の複数容疑で逮捕に該当することから、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領第3第5項」に基づき指名停止期間の変更を行う。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1~9 略	略
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)